

一般社団法人 愛知県環境測定分析協会
理事の職務権限規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「協会」という。）の定款第 14 条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及び協会が定める規程を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める協会の目的の遂行に寄与する。

第 2 章 理事の職務権限

(理事)

第 3 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参加する。

第 4 条 理事のうち、1 名を会長とする。

2 理事のうち、2 名以内を副会長とする。

(会長)

第 5 条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする

- (1) 会長として協会を代表し、その業務を執行する
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する
- (3) 毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する

(副会長)

第 6 条 副会長の職務権限は別表に掲げるもののほか、次のとおりとする

- (1) 会長を補佐し、協会の業務を執行する
- 2 副会長は、前項に掲げる職務権限に加え、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(理事)

第 7 条 理事の職務権限は別表に掲げるものとする。

第 3 章 補則

(細則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成24年9月25日理事会承認 一部改定
- 3 平成29年6月29日理事会承認 一部文字修正（代表理事→会長）

別表

項目	会長	副会長	理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	△	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	△	
人事及び給与制度の立案に関する事	○	△	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	△	
出張に関する事	○	△	
契約金額の支出	○	△	
諸規程に基づく支出（旅費交通費等）	○	△	
研修等事業の実施に関する事	○	△	
職員の教育・研修に関する事	○	△	
福利厚生に関する事	○	△	
金融機関を指定すること	○	△	
外部に対する文書発簡	○	△	
理事会の招集	○	△	
理事会の議長	○	△	
委員長としての執務			○
ブロック長としての執務			○

備考：△は「会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。」を示す。